第10章

並立制下における再選戦略が議員行動に与える影響 一復活当選制度と委員会活動とのつながり—

佐藤 岳

要約

衆議院議員総選挙で用いられている小選挙区比例代表並立制は、小選挙区制と比例代表制の長所を組み合わせ、欠点を補い合う選挙制度であるが、小選挙区で落選した重複立候補者が比例区で復活当選するという仕組みには批判もある。復活当選は、議員の再選戦略をいかに規定し、議員行動にどのような影響を与えるだろうか。本稿は、選挙制度によって生み出される選挙競争と議員行動の関連を検証する。具体的には、混合的な選挙制度に着目し、小選挙区の当選者と比例区での復活当選者の間で委員会活動に相違が生じるのかを比較する。次回選挙での再選可能性が低い議員ほど、委員会での発言回数が増加するという仮説を立て、2014年と2017年の衆議院議員総選挙の結果と選挙後の委員会活動のデータを作成した上で、議員の個体効果を統制した固定効果モデルを推定した。分析結果からは、選挙競争の結果から再選可能性が低いと考えられる議員ほど、国土交通委員会など利益誘導に関わる委員会での発言回数を増加させる傾向にあることが示された。復活当選制度は、選挙区への利益誘導努力を促すという意味で賛否が分かれる制度といえる。

1. はじめに

半世紀以上前、シュンペーターは、民主主義を「政治決定を下すための制度上の取り決めであり、市民の票を集めるという競争を通じて個人が決定権を勝ち取る」(シュンペーター2016, p.80) ものであるとして、古典的な民主主義観に対して、選挙競争の存在を重視する民主主義観を提示した。実際に、候補者間の競争は、投票率や代表の質を高めるとされ(Mcdonald and Samples 2006)、選挙の接戦度の認知が高まるほど、投票参加が促進される140(谷口2020)など、選挙競争の存在意義は多くの面から指摘されている。

民主主義の原理が、競争を勝ち抜いて支持を得た人間に決定権を委ねるものであるならば、日本の衆議院議員総選挙が採用する重複立候補・復活当選制度は有権者にとって理解が

¹⁴⁰ 有権者が接戦を伝える報道を受け取る際に、「接戦状況で劣勢」という情報を読んでいる時は、行動への準備に関する認知が活性化することが判明した(谷口 2020, p.62)。

難しいものとなるであろう。現実にも、小選挙区で落選した選挙区の代表としてふさわしくないはずの議員が、比例区では当選を果たすことに納得できないという感情は、依然として国民の間に広がっている (河野 2020)。また有権者だけではなく、重複立候補に対するネガティブな印象は一部の議員の中でも共有されているといえる。国会内でも重複立候補制については議論が行われており、制度の見直しに関する質問主意書¹⁴¹なども提出され、その是非が問われている。

しかし森 (2018) が指摘するように、小選挙区比例代表並立制などの異なる原理を有する制度は、政治過程に複雑な力学をもたらしているともいえ、選挙区内に複数の現職者が存在しうる復活当選の制度は、ネガティブな側面だけではなく、特殊な選挙競争環境を作っているとも評価できる。第一に、復活当選者が並存すると、小選挙区の当選者が唯一の現職者ではなくなるために、現職優位が働かず、小選挙区当選者の再選も安泰ではなくなる (Horiuchi et al. 2016)。第二に、復活当選議員は政党執行部によって分配型の委員会に配置され、次回選挙の議席拡大を目指すという政党の戦略に利用される (Pekkanen et al. 2006)。自民党などは党の得票拡大のために選挙に弱い議員に役職を優先的に与えており、次回選挙での再選可能性を高めている (藤村 2021)。このように、復活当選は、選挙区に特殊な選挙競争の原理を持ち込むものである。

そこで本稿は、小選挙区比例代表並立制における重複立候補・復活当選制度に注目し、当選形態の変化が、議員の選挙競争をどのように構造化して、議員行動にいかなる影響を与えるか検証を行う。混合制に焦点を当て選挙制度と議員行動との関連を実証的に研究した先駆的研究としては、吐合(2022)の研究がある。本稿では、吐合(2022)の知見に依拠しながら、2014年から 2021年までの衆議院議員データを用いて、小選挙区候補者の相対得票率及び当選形態の変化が、利益誘導型の委員会における発言回数という意味での委員会活動量に与える影響を明らかにする。分析結果からは、国土交通委員会では、選挙の得票率が低下して復活当選に回った与党議員ほど委員会での発言回数が増加しており、利益誘導的な議員行動を促進させる可能性があることが示唆された。重複立候補・復活当選制度は、選挙上、不利な立場に置かれている議員を生み出し、彼らの議員行動を活性化させるというポジティブな一面があるかもしれない。

2. 先行研究

2-1. 選挙競争と議員行動の結びつき

現在の日本では代議制民主主義が採用され、有権者が選挙を通じて選挙区の代表者を選

141 平成 28 年 2 月 25 日提出質問第 151 号「衆議院選挙制度改革の一環としての重複立候補制度及び議員定数の見直しに関する質問主意書」。

ぶことによって、自分たちの意思を政策決定に反映させようとしている。選挙は、有権者にとっては、代表者である政治家の業績を評価する貴重な機会となっていると同時に、候補者にとっては、シュンペーターが指摘したような票の獲得競争となっているといえる。実際、候補者同士による競争の存在が、議員行動に影響を与えるとする研究は数多く存在する。例えば、接戦の選挙区を制した議員は、ライバル候補が存在しない無風選挙で当選した議員よりも、当選後の業績が優れているとされる(Vincenzo and Tomasso 2011)。また、米国の州議会議員を対象にした研究においても、過去の選挙で政治的競争相手にさらされなかった議員は、議会に出席する回数と法案提出の頻度が減少することが明らかにされている(Konisky and Ueda 2011)。

2-2. 選挙制度と議員行動の結びつき

代議制民主主義において選挙競争は必要不可欠なものであるならば、選挙競争を形作る 選挙制度も同様に重要な役割を担うものといえる。選挙制度は代議制民主主義の一連のサイクルの根本として、有権者の投票行動と議員行動を規定している(吐合 2018)。この点、現代日本において衆議院議員総選挙で採用される小選挙区比例代表並立制はどのような選挙競争を生み出す選挙制度であるのだろうか。小選挙区比例代表並立制は、個人本位ではなく政党・政策本位となる選挙制度かつ政権交代が可能である選挙制度として(河野 2013)、1994年に衆議院議員総選挙に導入された。実際に、新制度下において二回の政権交代が発生しており、「有効政党数をみると、小選挙区レベルでは 1996年の 2.95から 2009年の 2.31へ、全国レベルでは 2.94から 2.08となり、着実な減少を見せて」(濱本・根元 2011, p.71)いることからも、制度の導入意図が反映されていることがわかる。制度改革の趣旨が部分的に実現しているといえる。とはいえ、重複立候補及び復活当選を認める並立制の特殊な事情は、小選挙区制の二大政党化を条件づけるものである(増山 2015)。

一方で、並立制が選挙競争を完全に政党・政策本位に置き換えたかといえば、議論の余地が残る。小選挙区制では、同一政党から一人の候補者しか出馬しないため、中選挙区制に比べ、政党を重視した投票が行われうる。実際に、令和4年に公表された衆議院議員総選挙に関わる調査¹⁴²に拠れば、有権者は小選挙区において候補者個人よりも政党を重視した投票行動を行っている¹⁴³。しかし、そのような現状にもかかわらず、自民党の当選回数を重ねて

_

る。

¹⁴² 明るい選挙推進協会「第 49 回衆議院議員総選挙全国意識調査」http://www.akaruisenk yo.or.jp/wp/wpcontent/uploads/2018/07/49syuishikichosa.pdf (2022 年 11 月 17 日)。 143 「あなたは小選挙区選挙で、政党の法を重く見て投票しましたか、それとも候補者個人を重くみて投票しましたか」という質問に対して、投票者中の 46.7%が、「政党を重く見て」、34.4%が「候補者個人を重く見て」、18.9%が「一概にいえない・わからない」と答えてい

いる中堅以上の自民党議員レベルでも選挙区活動量の上昇がみられ¹⁴⁴、実際に選挙区活動の得票への効果も認められている(濱本・根元 2011)。有権者は政党のラベリングによって投票先を決定する一方で、多くの議員はこれまでと同様に個人の議員行動に基づく再選戦略に大きな関心を寄せ続けている。これは、自民党議員にも民主党議員にも共通し、後援会を軸とした個人中心の集票も有効な戦略であるとされている(濱本・根元 2011)。政党本位の投票を促すとされる小選挙区制においても、個人単位の議員行動を行った方が再選に有効であると判断できるのであれば、これまで培ってきた政治的リソースを手放すことはせず(名取 2002)、個人レベルでの再選戦略が今後も継続されていくだろう。

それでは、二大政党化が進む一方で議員個人による集票活動も重要視される小選挙区比例代表並立制下において、議員はどのような活動を通じて選挙区の支持者を取り込み、集票に結び付けているのであろうか。近年、吐合 (2022) は、日本の衆議院議員を対象に、小選挙区選出議員の再選戦略が比例代表での復活当選議員の出現によってどのように変化するのかをパネルデータを用いて実証的に分析をしている。分析結果からは、選挙区内に現職が複数存在する場合、農林水産委員会や国土交通委員会での活動量が増加傾向にあることが明らかになっている。

しかし、吐合の研究における分析は、現職並存の有無にしか焦点を当てておらず、小選挙区比例代表並立制における細かな当選状況の特徴が捉えきれているとは言えない。小選挙区比例代表並立制の混合制の全貌を把握するために、本稿では、吐合 (2022) の知見に依拠しながら、単に復活当選議員が並存するというだけでなく、本人が復活当選に回ることもまた、異なる議員行動を促す可能性に注目したい。復活当選議員については、選挙制度上の問題点を指摘する声も多く、小選挙区比例代表並立制を議論する上で重要な論点になっている。例えば、復活当選者は小選挙区において落選を経験しているにもかかわらず、比例復活の当選者が決定されるため、同選挙区内に有力候補者が二人いた場合、有権者の一票が当選者を決めることに寄与しないとも考えられる (増山 2015)。選挙区によっては、重複立候補のために、三人の候補者が当選する場合などもあり145、小選挙区制の意図を反映できていないとも指摘できる。そこで本稿は、先行研究で論じられた選出方法に加え、比例代表での復活当選者も分析対象に含める。さらに、二大政党化を前提とした小選挙区での得票分配にも注目し、得票率の差を指標として用いた上で、選挙競争の結果が議員の再選戦略にどのような影響を及ぼすのかを明らかにする。

-

¹⁴⁴ 「再選を目標とする議員が、選挙区の有権者と交流し、個人的な支持者を得る一連の活動」(濱本・根元 2011, p.73) を指す。

 $^{^{145}}$ 第 47 回衆議院議員総選挙では大阪 4 区や大阪 10 区など 5 選挙区で 3 人の立候補者が同選挙区で当選を果たした。https://www.soumu.go.jp/main_content/000328960.pdf (2022年 11月 17日)。

3. 理論仮説

3-1. 選挙競争と利益誘導型の委員会活動

議員は選挙区での有権者の支持・集票のために、利益誘導型の政治活動を行うことがある。今井 (2003) は、利益誘導に関する部会に所属しているほど有権者の議員に対する評価が高いことを明らかにしており146、議員にとって利益誘導に関する委員会に所属することは選挙戦略の一つであるといえるだろう。特に、委員会での活動は発言内容が必ずしも制限されないため、選挙区の需要や期待に応え、有権者に対するアピールを行うことができる。すなわち、委員会は再選戦略における駆け引きが可能な場であるともいえる。また、委員会への議員の配属は、政党に決定権があるものの、議員の再選を考慮した決定が行われているため、委員会において個人レベルの利益誘導的な発言を行う動機にもなっている(松本・松尾2011)。そこで本稿では、再選を最終目標とする選挙戦略において、議員は委員会内での活動をより活発に行うと予測し、委員会での発言回数を議員行動の指標とした分析を行う。特に、選挙競争において地元利益を表出しやすく、特定の有権者に対して便益を図ることのできる分野であるとされる(吐合2022)、農林水産委員会と国土交通委員会での発言回数に注目する。

本稿は、このような利益誘導型の委員会活動の必要性が、選挙競争の激しさによって異なりうると予想する。選挙競争の尺度としては、選挙の接戦度合いの指標を取り入れる。具体的には、小選挙区の当選者と最上位で落選した候補者の得票率の差を相対得票率差として測定する。選挙の接戦度が高いほど、地元への利益への応答性を提示するために利益誘導型の委員会での発言を増加させる(松本・松尾 2011)。以上の議論から次の仮説が導出される。

仮説1 相対得票率差が小さい議員ほど、利益誘導型の委員会での発言回数が増加する。

3-2. 小選挙区比例代表並立制下における再選戦略

1996 年以降、小選挙区比例代表並立制の下で衆議院議員総選挙が行われている。並立制では、重複立候補制度によって小選挙区制と比例代表制が一部連動しており、双方の長所を活かしつつ短所を補う制度¹⁴⁷になっている。候補者は小選挙区または比例代表で選出され

¹⁴⁶ 自民党現職議員をよく知っている有権者の間では、ポークバレル関連の部会・調査会への所属数が多いほど、有権者は議員に対して利益誘導に関する業績イメージを抱く確率が高く、感情温度計による評価も高いという傾向にあることが確認された。

¹⁴⁷ 小選挙区比例代表並立制は、二大政党制を促し安定した政権を作ることができる一方で、 死票が多くなるという短所を持ち合わせた小選挙区制と、特定の候補者を選べないものの 死票が比較的少ない比例代表制を組み合わせた選挙制度である。

るが、小選挙区に立候補する候補者の当選方法の状況は大きく以下の三つに分類することができると考えられる。

第一に、小選挙区で最も多くの票を獲得し同選挙区内に比例代表での復活当選者が存在しない当選者である(以下、小選挙区単独当選者)。同選挙区内に政治的競争力のある候補者がおらず、多くの得票が一人に集中することが多い。第二に、小選挙区で最も多くの票を獲得し同選挙区内に比例代表での復活当選者が存在する当選者である(以下、比例復活並存小選挙区当選者)。同選挙区内に比例代表での復活当選者が並存するため、現職優位が働かず(Horiuchi et al. 2016)、再選のために異なる議員行動を取る必要性に迫られるかもしれない。第三に、小選挙区では落選したものの比例代表での復活当選を果たした当選者である(以下、小選挙区落選比例復活当選者)。小選挙区落選比例復活当選者は、小選挙区での選挙競争に脆弱であることが選挙結果から明白である。小選挙区落選比例復活当選者も小選挙区選出議員と同等の歳費を受け取り、権限を行使することはできるが、選挙区での落選者として(増山 2015)次回選挙での小選挙区当選に向けてこれまでよりも再選を意識した議員行動をとることが予想できる。よって、以下の仮説が導出できる。

仮説2 比例復活並存小選挙区当選者と小選挙区落選比例復活当選者は、利益誘導型の委員会での発言回数が増加する。また、小選挙区落選比例復活当選者の方が 比例復活並存小選挙区当選者よりも発言回数が増加する。

4. データと方法

4-1. データ

上記の理論仮説を検証するために、2014 年と 2017 年の二期間について衆議院議員総選挙の選挙結果及び任期期間中の農林水産委員会と国土交通委員会の発言回数をまとめたデータを作成した。まず、本稿の分析に用いる従属変数である農林水産委員会と国土交通委員会の発言については、委員の発言記録を R の kaigiroku パッケージを用いてダウンロードした。2014 年の当選議員については、第 188 回国会から第 194 回国会までの期間、2017年の当選議員については第 195 回国会から第 205 回国会までの期間で、一回以上委員会内で発言している議員の発言回数をまとめた¹⁴⁸。その結果、委員会内で一回以上発言した議員は、農林水産委員会において 2014年で 58人、2017年で 74人、国土交通委員会において2014年で 82人、2017年で 102人となった。なお、両委員会で発言を行っている議員も存在する¹⁴⁹。

¹⁴⁸ 議事進行を担う委員長の発言回数は除外している。

¹⁴⁹ 分析では、発言回数を自然対数化した値を用いる。

次に、理論的に関心のある独立変数の作成にあたり、2014年に行われた第 47 回衆議院議員総選挙と 2017年に行われた第 48 回衆議院議員総選挙の選挙結果を NHK 選挙 WEB から収集した¹⁵⁰。仮説 1 で用いる相対得票率差は、小選挙区当選者の得票率と最上位落選者の得票率の差によって表す。なお、小選挙区落選比例復活当選者は、比例復活並存小選挙区当選者との得票率の差を使用する¹⁵¹。相対得票率差は、接戦の度合いを上位二名の候補者で検討することが可能であるという解釈に基づき利用する。現職の存在や役職経験の有無などにより、選挙競争の様相は各選挙によって異なるが、二大政党化が進む小選挙区制下において実質的な得票争いは上位二名で行われることが多いとされるためである。また、上位の議会ほど選挙区内における全候補者同士の競争の激しさは低下する(Hogan 2003)とされていることから、衆議院議員総選挙の選挙区の競争性を測るために相対得票率差を利用することは適切であろう。仮説 2 では、比例復活並存小選挙区当選者であるか否か、小選挙区落選比例復活当選者であるか否かのダミー変数を用いる。これらのダミー変数の係数は、基準カテゴリとなる小選挙区単独当選者ないしは比例単独当選者との比較を表す。また、自然対数化した当選回数、与野党を識別するために政党所属の変数を用いた。分析に用いる変数の変数説明は表 1、記述統計は表 2 に示した。

4-2. 推定方法

上記のように各委員会での発言回数を従属変数、相対得票率差・当選形態の議員の当選状況に関する指標を独立変数として、選挙年・議員ダミーを含む固定効果モデルに基づきパネルデータ分析を行なった。固定効果モデルでは、議員個人ごとの固有の要因と年度ごとの固有の要因が統制されるため、本稿では当選回数以外の前歴などの議員属性の変数や、選挙区の特性に関する変数は投入しない。なお、議院内閣制下においては、与党議員と野党議員で委員会活動の意味が大きく異なると考えられる(松本・松尾 2011)。そこで、分析では、自民党・公明党に所属する与党議員のみでの推定結果と、それ以外の野党議員のみでの推定結果の二通りを用意する。また、議員個人を単位とするクラスター化した標準誤差を用いる。

¹⁵⁰ なお、何らかの形で繰り上げ当選を果たしている議員については、任期期間にズレが生じてしまうため、データから除外している。

¹⁵¹ 比例代表単独当選者は小選挙区での得票が無いため、相対得票率差は欠損値となっている。

表 1 変数説明

	·	· 出典
農林水産委員会発言回数	農林水産委員会での発言回数。	R kaigirokuパッケージ
国土交通委員会発言回数	国土交通委員会での発言回数。	
当選回数	過去の衆議院議員総選挙での当選回数。	NHK選挙WEB
相対得票率差	小選挙区当選者は本人得票率-最上位落選者得票率、小選挙区落選者は、本人得票率-小選挙 区当選者得票率。	
比例復活並存小選挙区当選者	同選挙区に比例復活当選議員が存在するか否かの)
小選挙区落選比例復活当選者	小選挙区選挙で落選し比例復活当選を果たしたか	7

表 2 記述統計

	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
農林水産委員会発言回数	30	06 43.2941	96.3978	0	701
国土交通委員会発言回数	30	39.7810	79.7147	0	634
当選回数	30	3.1111	1.9903	1	10
相対得票率差	20	3.9508	17.4496	-50.6	66.6
比例復活並存小選挙区当選者	30	0.2386	0.4269	0	1
小選挙区落選比例復活当選者	30	0.3824	0.4868	0	1

5. 分析結果

5-1. 農林水産委員会での議員活動に与える影響

表 3 では小選挙区での選挙結果が農林水産委員会の発言回数の変化に与える効果を与野党別に検証した。

Model 1・3 では、与野党の両議員について相対得票率差の係数は負であるが、統計的に有意ではない。また、Model 2・4 では、野党議員について、小選挙区単独当選や比例単独当選から、比例復活者が並存する小選挙区当選や復活当選に回ると、農林水産委員会での発言回数が統計的に有意に減少する。これらは仮説 1・2 に反する結果であった。ただし、野党議員では、小選挙区単独当選など基準カテゴリに含まれる議員の数が少なく、限られた議員の変動の情報が強い相関をもたらしている可能性もあり、結果の解釈には注意が必要かもしれない。

表3 選挙結果が農林水産委員会発言回数に与える影響(固定効果モデル)

	従属変数						
	農林水産委員会発言回数						
	Model 1		Model 2	Model 3		Model 4	
	与党		与党	野党		野党	
log (当選回数)	0.6046	†	0.6049	2.3490	**	-1.6180	†
	(0.3194)		(0.5710)	(0.7925)		(0.9663)	
相対得票率差	-0.0086			-0.0641			
	(0.0068)			(0.0405)			
比例復活並存小選挙区当選者			-0.2600			-1.1920	***
			(0.3815)			(0.1960)	
小選挙区落選比例復活当選者			-0.4865			-3.4230	***
			(0.3574)			(0.4623)	
選挙年	YES		YES	YES		YES	
議員名	YES		YES	YES		YES	
調整済みR ²	0.8638		0.6886	0.8114		0.9718	
N	57		71	56		60	

^{(1) ***:} p < 0.001, **: p < 0.01, *: p < 0.05, †: p < 0.1

表 4 選挙結果が国土交通委員会発言回数に与える影響(固定効果モデル)

	従属変数				
	国土交通委員会発言回数				
	Model 1		$\operatorname{Model} 2$	Model 3	Model 4
	与党		与党	野党	野党
log (当選回数)	0.3061		-1.1730	-0.0562	-1.4470
	(1.7080)		(1.4620)	(5.1790)	(4.6200)
相対得票率差	-0.0572	*		0.0919	
	(0.0247)			(0.0698)	
比例復活並存小選挙区当選者			0.3795		0.1618
			(0.3390)		(1.5010)
小選挙区落選比例復活当選者			0.7896	**	1.1440
			(0.2645)		(1.4300)
選挙年	YES		YES	YES	YES
議員名	YES		YES	YES	YES
調整済みR ²	0.5100		0.3347	-0.2368	-0.2461
N	69		84	78	91

^{(1) ***:} p < 0.001, **: p < 0.01, *: p < 0.05, †: p < 0.1 $_{\circ}$

⁽²⁾⁽⁾内は議員ごとにクラスター化したロバスト標準誤差。

⁽²⁾⁽⁾内は議員ごとにクラスター化したロバスト標準誤差。

5-2. 国土交通委員会での議員活動に与える影響

次に表 4 では、小選挙区での選挙結果が国土交通委員会の発言回数の変化に与える効果 を与野党別に検証した。

Model 1 では、与党議員について、相対的得票率の係数が有意に負であり、相対的得票率が低下して次回選挙で苦戦する恐れがあるほど、国土交通委員会での発言回数を増加させている。また Model 2 では、同様に与党議員について、小選挙区単独当選や比例単独当選から、復活当選に回ると国土交通委員会での発言回数が統計的に有意に増加する。これらは仮説 1・2 に整合的な結果である。相対得票率が低下している与党議員や、復活当選に回った与党議員は、次回選挙での再選のために、国土交通委員会で積極的に発言して、地元利益の表出を狙うように行動すると考えられる。このような効果は、Model 3・4 の野党議員では有意でなく、実際に補助金の配分などに影響力を行使できる与党議員で有効性の高い議員行動なのかもしれない。

6. 結論

本稿では、衆議院議員総選挙で用いられる小選挙区比例代表並立制に着目し、2014年と2017年に当選した衆議院議員の選挙結果と委員会での発言回数の比較から、選挙結果が議員行動の変化に与える影響を実証的に明らかにしてきた。本稿の分析結果からは、第一に、相対得票率差が大きく、他の候補者よりも多くの票を獲得した選挙に強い与党議員ほど国土交通委員会での発言回数が減少していることがわかる。すなわち、選挙結果から次回選挙での再選可能性が高いと予測できる議員ほど、委員会での発言に注力しないということが示唆される。第二に、復活当選者の与党議員ほど、発言回数が増加傾向にある。この結果からは、再選可能性を上昇させるための一つの議員行動として委員会での活動が位置付けられており、地元利益を表出しようと利益誘導型の委員会での発言回数が増加している可能性がある。一方で、第三に、農林水産委員会では、特に野党の比例復活並存小選挙区当選者と小選挙区落選比例復活当選者の発言回数が減少しており、仮説や先行研究の知見に反する結果となった。

本稿の中心的議論となった重複立候補・復活当選制度は、小選挙区に選挙区当選者と復活当選者という二人以上の現職者を生む可能性がある特異な制度である。本稿の分析結果からは、復活当選者の存在が小選挙区当選者の行動を活性化させるとまでは言えないものの、復活当選者には次回選挙での再選に向け集票努力を促し、議員行動を促進させる可能性があることが明らかにされた。重複立候補・復活当選制度については、依然として根強い批判論も存在しているが、強い再選への危機感を持った議員を構造的に生み出すという点において、選挙競争を強める制度として肯定的な評価を下すことができるといえる。

7. 参考文献

- 今井亮佑. 2003.「有権者と政治エリート―国会議員の活動と有権者の業績評価」『選挙研究』 18: pp.113-124, 257.
- 河野武司. 2013.「並立制の制度的影響についての―考察」『公共選択』60: pp.41-63.
- 河野武司. 2020.「重複立候補と結果としての死に票の救済」『法學研究:法律・政治・社会』 93(1): pp.1-22.
- 谷口尚子. 2020.「fMRI を用いた有権者の脳活動の計測―選挙の接戦度に関する報道が有権者の認知に与える影響に関する実験研究」『法學研究:法律・政治・社会』93(1): pp.49-64.
- 名取良太. 2002.「選挙制度改革と利益誘導政治」『選挙研究』17: pp128-141, 207.
- 吐合大祐. 2018.「選挙区定数と議員の再選戦略―日本の都道府県議会議員の委員会所属に 注目して」『年報政治学』69(1): pp.293-315.
- 吐合大祐. 2022.「復活当選と政策活動―現代日本の議員行動と利益誘導政治」『選挙研究』 38(1): pp.76-88.
- 濱本真輔・根元邦朗. 2011.「個人中心の再選戦略とその有効性―選挙区活動は得票に結び付くのか?」『年報政治学』62(2): pp.70-97.
- 品田裕. 2001. 「地元利益指向の選挙公約」『選挙研究』 16: pp.39-54.
- 藤村直史. 2021. 「議会、政府、政党の役職就任は議員の再選可能性を高めるのか?」『政策 科学』 28(3): pp.297-312.
- 増山幹高. 2015. 『立法と権力分立』東京大学出版会.
- 松本俊太・松尾晃孝. 2011. 「国会議員はなぜ委員会で発言するのか?―政党・議員・選挙制度」『選挙研究』 26(2): pp.84-103.
- ョーゼフ, シュンペーター, 大野一. 2016. 『資本主義、社会主義、民主主義 II 』 日経 BP 社.
- Hogan, Robert E. 2003. "Institutional and District-Level Sources of Competition in State Legislative Elections." *Social Science Quarterly* 84(3): pp.543-560.
- Holbrook, Thomas M and Tidmarch, Charles, M. 1993. "The Effects of Leadership Positions on Votes for Incumbents in State Legislative Elections." *Political Research Quarterly* 46(4): pp.897-909.
- Horiuchi, Yusaku, Ariga, Kenichi, Mansilla, Roland, and Umeda Michio. 2016. "No Sorting, No Advantage: Regression Discontinuity Estimates of Incumbency Advantage in Japan." *Electoral Studies* 43: pp.21-31.
- Konisky, David M and Ueda, Michiko. 2011. "The Effects of Uncontested Elections on Legislator Performance." *Legislative Studies Quarterly* 36(2): pp.199-229.
- Mcdonald, Michael P and John, Samples. 2006. *The Marketplace of Democracy: Electoral Competition and American Politics*. Brookings Institution Press.

Pekkanen, R, Byblade, B, and Krauss, E. S. 2006. "Electoral Incentives in Mixed-Member Systems: Party, Posts, and Zombie Politicians in Japan." *The American Political Science Review* 100(2): pp.183-193.

Vincenzo, Galasso and Tommaso, Nannicini. 2011. "Competing on good politicians." *American Political Science Review* 105(1): pp.79-99.